

# 移住支援金対象法人を募集しています！

## 移住支援金とは…

東京圏から滋賀県の対象市町に移住し、対象法人の求人に応募のうえ新たに就業した方に対し、移住先市町が「移住支援金（世帯100万円、単身60万円）」を支給する制度です。

登録の流れ・問合せ先は裏面をご覧ください！



## 移住支援金対象法人のメリット

### ○ 「移住支援金対象求人」として掲載可能

滋賀県が運営するマッチングサイト「WORKしが」に「移住支援金対象求人」として掲載できるようになります。

### ○ 費用負担・更新手続きなし

必要なのは最初の登録申請のみ。更新手続きや費用負担はありません。

### ○ 東京圏からの移住検討者へのPR

東京にある「しがI J U相談センター」や滋賀にある「しがジョブパーク」等に相談した移住検討者に向けて、企業・求人情報を発信できます。

また、「WORKしが」の「移住支援金対象求人」検索で表示されるため、移住希望者の目に留まりやすくなります。

## 対象法人の主な要件

- (1) 滋賀県内に事業所等を有すること（県内企業であること）。
- (2) 官公庁等でないこと。
- (3) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（知事が特別に認める法人を除く。）でないこと。
- (4) みなし大企業でないこと（ただし、上記(3)の知事が特別に認める法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない。）。
- (5) 本社所在地が東京圏以外の地域または条件不利地域にある法人であること。ただし、本社所在地が条件不利地域以外の東京圏にある場合であっても、勤務地域限定型社員（東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人は対象とする。
- (6) 雇用保険の適用事業主であること。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- (8) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

「WORKしが」登録済の場合

## 【既存アカウントを継続利用する場合】

- ・現在の企業情報・求人情報をそのまま利用可能
- ・お気に入り数を維持

しがネット受付サービスから申請

## 【新規アカウントの登録を行う場合】

- ・企業情報・求人情報の再入力が必要
- ・お気に入り数は引き継がれない
- ・承認後、既存アカウントは削除

「WORKしが」の登録フォームから申請  
(企業情報と移住支援金対象法人登録を同時申請)

「WORKしが」  
未登録の場合

「WORKしが」の  
登録フォームから申請  
(企業情報と移住支援金対  
象法人登録を同時申請)

申請受付

申請内容の確認・審査  
※内容確認が必要な場合は別途連絡

承認通知 (メール送信)

移住支援金対象法人として登録

求人掲載時に「移住支援金対象」が自動設定  
※対象外とする求人は、個別に変更可能



### ▼移住支援金制度の詳細 (滋賀県HP)

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/304820.html>



### ▼しがネット受付サービス <https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/ijushienkin-hojin>



### ▼「WORKしが」登録フォーム [https://www.workshiga.com/enterprise/ijyu\\_shienkin/form.php](https://www.workshiga.com/enterprise/ijyu_shienkin/form.php)

